

関係県知事からの意見聴取結果

《河川法第16条の2第5項》

関係県知事からの意見聴取結果

県名	回答	回答に対する考え方
静岡県	<p>大井川水系河川整備計画(案)について、意見はありません。</p> <p>なお、当該河川整備計画に基づく事業の実施にあたっては下記のとおり要望します。</p> <p>1. 当該整備計画の事業実施にあたっては、関係市町からの意見を尊重しつつ十分な調整・協議を行ったうえで、円滑な執行と事業効果の早期発現に努めていただきたい。</p> <p>2. 「長島ダム の 運用の見直し」にあたっては、下流指定区間への治水上の影響を十分に考慮していただくとともに、関係地域への説明を十分に行い、地域の理解を得たうえで実施していただきたい。</p>	<p>1について 大井川水系河川整備計画に基づく事業の実施にあたっては、関係市町の要望を踏まえて対応して参ります。</p> <p>2について 長島ダム の 運用の見直しにあたっては、静岡県や関係地域への説明を実施して参ります。</p>